各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱

（平成２１年３月３０日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、各務原市耐震改修促進計画に基づき、市が行う木造住宅耐震診断事業の実施に必要な事項を定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）旧基準木造住宅　昭和５６年５月３１日以前に着工された木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のもの）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

（２）相談士　岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成１３年１１月１日）に基づき、岐阜県が主催し、又は指定する相談士養成講習を修了した者の中から岐阜県知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。

（３）耐震診断　一般財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」という。）発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づいて相談士が実施する耐震診断であり、当該耐震診断に基づく概算の耐震補強工事費に関する情報提供を含むものをいう。

（対象）

第３条　耐震診断の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、市内に存する旧基準木造住宅とする。

２　耐震診断を受けることができる者（以下「所有者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市税を滞納していないものとする。

（１）対象建築物の所有者（所有者が死亡している場合にあっては、当該所有者の２親等以内の親族）

（２）対象建築物（賃貸されているものに限る。）の賃借人（耐震診断を行うことにつき、前号に規定する者の同意を得ている者に限る。）

（３）その他市長が適当と認める者

（事業内容）

第４条　市長は、所有者等の申請を受けて相談士を派遣し、耐震診断を実施するものとする。

２　前項の耐震診断に係る所有者等の負担する費用は、無料とする。

（申込手続）

第５条　前条第１項の規定による耐震診断を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に建防協が発行する「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットに基づく自己診断を行った上、次に掲げる書類を添えて、耐震診断申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（１）自己診断結果を記載した「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレット

（２）対象建築物の所有者、所在地及び建築時期が確認できる書類

（３）市税を滞納していないことが確認できる書類

（４）第３条第２項第１号に規定する親族にあっては、所有者の２親等以内の親族であることが確認できる書類

（５）第３条第２項第２号に規定する者にあっては、賃借人であること及び同項第１号に規定する者の同意を得ていることが確認できる書類

（６）その他市長が必要と認める書類

２　前項各号の書類は、市が同意を得て公簿等により確認するものにあっては、省略することができる。

（相談士の派遣の決定）

第６条　市長は、前条第１項に規定する耐震診断申込書を受理したときは、その内容について審査し、適当であると認めたときは、耐震診断決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の規定により審査した結果、不適当と認めたときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により耐震診断の実施の決定をした者（以下「派遣決定者」という。）に対し、相談士を派遣するものとする。

（申込書の変更等）

第７条　派遣決定者は、第５条第１項の規定による耐震診断申込書の内容を変更し、又は中止しようとするときは、耐震診断変更・中止届出書（様式第３号）を市長に

提出しなければならない。

（診断結果の報告）

第８条　相談士は、耐震診断の結果を派遣決定者及び市長に報告するものとする。

（診断決定の取り消し）

第９条　市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（１）虚偽の申請その他不正な行為により耐震診断の決定を受けたとき。

（２）相談士が耐震診断を実施した際に、対象建築物でないことが判明したとき。

（３）その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項各号の規定により決定を取り消したときは、派遣決定者に対し耐震診断取消通知書（様式第４号）により通知を行うものとする。

（適用除外）

第１０条　既にこの要綱に基づき耐震診断を受けた建築物又は自ら耐震診断を実施するに当たり費用の一部に市の補助を受けている建築物については、第５条第１項の申込みはできないものとする。ただし、市長が相当な理由があると認める場合は、この限りでない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年８月３０日決裁）

この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月２４日決裁）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１２月８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年７月１日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断の申込みを行う者について適用し、同日前に耐震診断の申込みを行った者については、なお従前の例による。

3　この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第３号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

申込者

（〒　　－　　）

住所

ﾌﾘｶﾞﾅ

氏名

電話番号（　　）　　－

耐震診断申込書

各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱第５条第１項に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

住宅の所有者氏名	
住宅の所在地	（〒　　－　　） 各務原市
住宅の種類	専用住宅　・　併用住宅
建築（着工）年月	年　　月
昭和５６年６月以降の増築	あり（増築年　・　　年　　月）　・なし
階数	階建て
延べ面積	㎡　又は　　坪
（併用住宅のとき）	住宅以外の面積　　㎡　又は　　坪
「誰でもできるわが家の耐震診断」の評点合計	点
相談士へのメモ （連絡方法・時間帯など）	

【添付図書】

（１）自己診断結果を記入した「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレット

（２）対象建築物の所有者、所在地及び建築時期が確認できる書類（固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等）

（３）市税を滞納していないことが確認できる書類

（４）所有者が死亡している場合、所有者の２親等以内の親族であることが確認できる書類

（５）賃貸物件の場合、賃借人であること及び対象建築物の所有者の同意を得ていることが確認できる書類

（６）その他必要と認める書類

※注　不要な箇所は、═で抹消してください。

※注　添付図書（２）（３）について、市長が認めたときは別紙同意書により、省略することができる。

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長　　印

耐震診断決定通知書

年　　月　　日付けで提出のありました下記の住宅に関する耐震診断申込書を審査したところ、適当と認められましたので、各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱第６条第１項に基づき通知します。

記

１　住宅の所在地　　各務原市

２　住宅の種類　　専用住宅　　・　　併用住宅

３　その他

※　注　不要な箇所は、═で抹消してください。

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

申請者
住所
氏名
電話番号　　（　　）　　－

耐震診断変更・中止届出書

年　　月　　日付けで決定の通知を受けた耐震診断について、下記の事項を変更（中止）しますので、各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱第７条に基づき届け出ます。

記

住宅の所在地	各務原市
住宅の種類	専用住宅　・　併用住宅
建築（着工）年月	年　　月
変更事項	

※　注　不要な箇所は、═══で抹消してください。

様式第４号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長　　印

耐震診断取消通知書

年　　月　　日付けで決定の通知をしました下記の住宅に関する耐震診断について、各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱第９条第２項に基づき、決定通知の取消しを行ったことを通知します。

記

１　住宅の所在地　　各務原市

２　住宅の種類　　専用住宅　・　併用住宅

３　取消理由

※　注　不要な箇所は、═══で抹消してください。